

付 議 第 3 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「心の教育センター」を「幡多青少年の家」に、「幡多青少年の家」を「心の教育センター」に改める。

第2条第1項中「を除きこの規則で定める」を「を除くほか、この規則で定めるものとする」に改め、同条第2項中「に掲記する」を「で定める」に改める。

第3条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第1号中「第18条第1項」を「第17条第1項」に、「、設置された」を「設置された」に改める。

第7条第2項中「次の表のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改める。

第15条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条の2中「新図書館等の整備に関する事務」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 新図書館等の整備に関すること。
- (2) 高知県立図書館に関すること。

第16条第1号中「文化財保護審議会」を「高知県文化財保護審議会」に改める。

第21条を次のように改める。

(位置)

第21条 高知県教育センター設置条例（昭和39年高知県条例第15号）により設置された高知県教育センター（以下「教育センター」という。）の位置は、高知市とする。

第22条中「高知県教育センター（以下「教育センター」という。）」を「教育センター」に改める。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 幡多青少年の家

(位置)

第24条 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）により設置された高知県立幡多青少年の家（以下「幡多青少年の家」という。）の位置は、幡多郡黒潮町とする。

(所掌事務)

第25条 幡多青少年の家の所掌事務は、次に掲げるとおりとす

る。

- (1) 青少年のための研修会及び講習会の開催に関すること。
- (2) 青少年のための体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を図るために必要があると認められること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、幡多青少年の家の管理運営に関すること。

第26条を次のように改める。

(位置)

第26条 高知県立図書館設置条例(昭和25年高知県条例第68号)により設置された高知県立図書館(以下「県立図書館」という。)の位置は、高知市とする。

第27条中「高知県立図書館(以下「県立図書館」という。)」を「県立図書館」に改め、同条第9号中「図書館協議会」を「高知県立図書館協議会」に改める。

第3章第4節を次のように改める。

第4節 心の教育センター

(位置)

第28条 高知県心の教育センター設置条例(平成15年高知県条例第4号)により設置された高知県心の教育センター(以下「心の教育センター」という。)の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第29条 心の教育センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする

- (1) 心の教育に関する教職員研修に関すること。
- (2) 教育相談の企画及び実施に関すること。
- (3) 心の教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (4) 心の教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、心の教育に関すること。

第30条中「置くことがある」を「置くことができる」に改める。

第31条中「その都度」を「その都度教育委員会が」に改める。

第32条第1項中「、限定された」を「限定された」に改め、同条第2項中「内容とした設置要綱を」を「設置要綱で」に改める。

第33条第2項中「保有し」を「保有しつつ」に改める。

第37条の表中「総合調整事務」を「総合調整の事務」に、「専門的事務又は技術」を「専門的な事務又は技術」に改める。

第38条第1項の表中

「

左の組織に置く職員

」

を
「

| |
|----|
| 職員 |
|----|

」

に改め、同条第2項中「必要に応じ」を「、必要に応じ」に改める。

第39条第1項の表を次のように改める。

| 教育機関 | 職員 |
|----------|------------------|
| 教育センター | 所長 企画監 次長 部長 チーフ |
| 幡多青少年の家 | 所長 チーフ |
| 県立図書館 | 館長 次長 チーフ 司書 |
| 心の教育センター | 所長 次長 チーフ |

第39条第2項中「必要に応じ」を「、必要に応じ」に改める。

第40条中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改め、同条の表中

「

| | | |
|------------|--|-------|
| 高知県立図書館協議会 | 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項の規定による図書館運営に関する意見陳述に関する事務 | 生涯学習課 |
| 高知県生涯学習審議会 | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務 | 生涯学習課 |

」

を
「

| | | |
|------------|---|-------|
| 高知県生涯学習審議会 | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するた | 生涯学習課 |
|------------|---|-------|

| | | |
|------------|--|---------|
| | めの施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務 | |
| 高知県立図書館協議会 | 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項の規定による図書館の運営に関する館長に対する建議及び図書館が行う図書館奉仕に関する館長に対する意見陳述に関する事務 | 新図書館整備課 |

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

平成 27 年度の定期の組織見直し等に伴い、分掌事務及び事務局の職制について改正を行うものである。

2 改正の主な内容

- (1) 生涯学習課の分掌事務から「高知県立図書館に関すること」を削除し、新図書館整備課の分掌事務へ「高知県立図書館に関すること」を追加する。
これに伴い、高知県立図書館協議会の所管課を生涯学習課から新図書館整備課へ改正する。
- (2) 教育機関と附属機関の記載順を所管課の順に合わせるとともに、引用条文及び文言の整理を行う。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表
新 旧

目次

- 第1章 総則(第1条―第5条)
 - 第2章 事務局
 - 第1節 課及び事務所の設置並びに名称等(第6条―第8条)
 - 第2節 分掌事務
 - 第1款 課の分掌事務(第9条―第18条)
 - 第2款 事務所の所掌事務(第19条・第20条)
 - 第3章 教育機関
 - 第1節 教育センター(第21条―第23条)
 - 第2節 幡多青少年の家(第24条・第25条)
 - 第3節 県立図書館(第26条・第27条)
 - 第4節 心の教育センター(第28条・第29条)
 - 第4章 連絡調整機関(第30条・第31条)
 - 第5章 プロジェクトチーム(第32条―第34条)
 - 第6章 職制(第35条―第39条)
 - 第7章 附属機関(第40条)
- 付則
- 高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

- 第1章 総則
(規定の範囲)
- 第2条 各機関の設置、内部組織、事務分掌、職制等は、法令又は条例に定めがあるものを除くほか、この規則で定めるものとする。

目次

- 第1章 総則(第1条―第5条)
 - 第2章 事務局
 - 第1節 課及び事務所の設置並びに名称等(第6条―第8条)
 - 第2節 分掌事務
 - 第1款 課の分掌事務(第9条―第18条)
 - 第2款 事務所の所掌事務(第19条・第20条)
 - 第3章 教育機関
 - 第1節 教育センター(第21条―第23条)
 - 第2節 心の教育センター(第24条・第25条)
 - 第3節 県立図書館(第26条・第27条)
 - 第4節 幡多青少年の家(第28条・第29条)
 - 第4章 連絡調整機関(第30条・第31条)
 - 第5章 プロジェクトチーム(第32条―第34条)
 - 第6章 職制(第35条―第39条)
 - 第7章 附属機関(第40条)
- 付則
- 高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

- 第1章 総則
(規定の範囲)
- 第2条 各機関の設置、内部組織、事務分掌、職制等は、法令又は条例に定めがあるものを除きこの規則で定める。

2 法令又は条例により定められた事項についても必要な事項は、この規則で定めるものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第1項の規定に基づき設置された事務局をいう。

(2)～(4) 略

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(事務所)

第7条 略

2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表に定めるとおりとする。

3・4 略

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(生涯学習課)

第15条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

(13)～(18) 略

(新図書館整備課)

第15条の2 新図書館整備課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新図書館等の整備に関すること。

2 法令又は条例により定められた事項についても必要な事項は、この規則に掲記するものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第1項の規定に基づき、設置された事務局をいう。

(2)～(4) 略

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(事務所)

第7条 略

2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

3・4 略

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(生涯学習課)

第15条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 高知県立図書館に関すること。

(14)～(19) 略

(新図書館整備課)

第15条の2 新図書館整備課の分掌事務は、新図書館等の整備に関する事務とする。

(2) 高知県立図書館に関すること。

(文化財課)

第 16 条 文化財課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高知県文化財保護審議会に関すること。

(2)～(6) 略

第 3 章 教育機関

第 1 節 教育センター

(位置)

第 21 条 高知県教育センター設置条例(昭和 39 年高知県条例第 15 号)により設置された高知県教育センター (以下「教育センター」という。)の位置は、高知市とする。

(内部組織)

第 22 条 教育センターの内部組織として、企画調整部、教職研修部及び学校支援部を置く。

第 2 節 幡多青少年の家

(位置)

第 24 条 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成 17 年高知県条例第 9 号)により設置された高知県立幡多青少年の家 (以下「幡多青少年の家」という。)の位置は、幡多郡黒潮町とする。

(所掌事務)

第 25 条 幡多青少年の家の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 青少年のための研修会及び講習会の開催に関すること。

(2) 青少年のための体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を図るために必要があると認められること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、幡多青少年の家の管理運営に関する

(文化財課)

第 16 条 文化財課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 文化財保護審議会に関すること。

(2)～(6) 略

第 3 章 教育機関

第 1 節 教育センター

(名称及び位置)

第 21 条 高知県教育センター設置条例(昭和 39 年高知県条例第 15 号)により設置された高知県教育センターの名称及び位置は、次のとおりである。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|-----------|---|-----|---|
| 高知県教育センター | | 高知市 | |

(内部組織)

第 22 条 高知県教育センター(以下「教育センター」という。)の内部組織として、企画調整部、教職研修部及び学校支援部を置く。

第 2 節 心の教育センター

(名称及び位置)

第 24 条 高知県心の教育センター設置条例(平成 15 年高知県条例第 4 号)により設置された高知県心の教育センターの名称及び位置は、次のとおりである。

| 名称 | 位置 |
|-------------|-----|
| 高知県心の教育センター | 高知市 |

(所掌事務)

第 25 条 高知県心の教育センター(以下「心の教育センター」という。)の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 心の教育に関する教職員研修に関すること。

(2) 教育相談の企画及び実施に関すること。

こと。

第3節 県立図書館

(位置)

第26条 高知県立図書館設置条例(昭和25年高知県条例第68号)により設置された高知県立図書館(以下「県立図書館」という。)の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第27条 県立図書館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(8) 略
- (9) 高知県立図書館協議会に関すること。
- (10) 略

第4節 心の教育センター

(位置)

第28条 高知県心の教育センター設置条例(平成15年高知県条例第4号)により設置された高知県心の教育センター(以下「心の教育センター」という。)の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第29条 心の教育センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 心の教育に関する教職員研修に関すること。
- (2) 教育相談の企画及び実施に関すること。
- (3) 心の教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (4) 心の教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、心の教育に関すること。

(3) 心の教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(4) 心の教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、心の教育に関すること。

第3節 県立図書館

(名称及び位置)

第26条 高知県立図書館設置条例(昭和25年高知県条例第68号)により設置された高知県立図書館の名称及び位置は、次のとおりである。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|---------|---|---|----|
| 高知県立図書館 | | 高 | 知市 |

(所掌事務)

第27条 高知県立図書館(以下「県立図書館」という。)の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(8) 略
- (9) 図書館協議会に関すること。
- (10) 略

第4節 幡多青少年の家

(名称及び位置)

第28条 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第9号)により設置された高知県立幡多青少年の家の名称及び位置は、次のとおりである。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|-------------|---|-----|-----|
| 高知県立幡多青少年の家 | | 幡多郡 | 黒潮町 |

(所掌事務)

第29条 高知県立幡多青少年の家(以下「幡多青少年の家」という。)の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年のための研修会及び講習会の開催に関すること。
- (2) 青少年のための体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関

第4章 連絡調整機関

(設置)

第30条 特定の行政事務を円滑に処理するため、各機関相互間及び他の執行機関等との連絡、協議又は相互調整を必要とする場合は、その都度当該特定事務の名称を付した協議会、連絡会、対策本部等を置くことができる。

(組織)

第31条 協議会、連絡会、対策本部等の組織その他必要な事項は、その都度教育委員会が別に定める。

第5章 プロジェクトチーム

(設置)

第32条 2以上の課にわたる重要な課題を限定された期間内に効率的に処理するため、必要に応じて、プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を置く。

2 チームを設置するに当たっては、設置の目的、名称、業務の範囲、予算、設置期間その他チームの運営上必要な事項を設置要綱で定める。

(組織等)

第33条 略

2 総括者及び班員は、現所属の現職を保有しつつ、定められた期間チームの職務に従事する。

第6章 職制

(職務)

すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を図るために必要があると認められること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、幡多青少年の家の管理運営に関すること。

第4章 連絡調整機関

(設置)

第30条 特定の行政事務を円滑に処理するため、各機関相互間及び他の執行機関等との連絡、協議又は相互調整を必要とする場合は、その都度当該特定事務の名称を付した協議会、連絡会、対策本部等を置くことがある。

(組織)

第31条 協議会、連絡会、対策本部等の組織その他必要な事項は、その都度別に定める。

第5章 プロジェクトチーム

(設置)

第32条 2以上の課にわたる重要な課題を、限定された期間内に効率的に処理するため、必要に応じて、プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を置く。

2 チームを設置するに当たっては、設置の目的、名称、業務の範囲、予算、設置期間その他チームの運営上必要な事項を内容とした設置要綱を定める。

(組織等)

第33条 略

2 総括者及び班員は、現所属の現職を保有し、定められた期間チームの職務に従事する。

第6章 職制

(職務)

第 37 条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職務 |
|----------|--|
| 課長 | 課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 企画監 | 高度な専門的政策の企画及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 所長 | 所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 館長 | 館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 部長 | 部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 副参事 | 特に高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務又は技術に従事する。 |
| 課長補佐 | 課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。 |
| 室長 | 室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 専門企画員 | 担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 次長 | 所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。 |
| チーフ | 担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任管理主事 | 高度な学校管理の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任指導主事 | 高度な教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任社会教育主事 | 高度な社会教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任 | 高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従 |

第 37 条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職務 |
|----------|---|
| 課長 | 課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 企画監 | 高度な専門的政策の企画及び総合調整事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 所長 | 所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 館長 | 館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 部長 | 部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 副参事 | 特に高度の専門的事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務又は技術に従事する。 |
| 課長補佐 | 課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。 |
| 室長 | 室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 専門企画員 | 担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 次長 | 所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。 |
| チーフ | 担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任管理主事 | 高度な学校管理の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任指導主事 | 高度な教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任社会教育主事 | 高度な社会教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任 | 高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従 |

| | |
|--------|---------------------|
| | 従事する職員を指揮監督する。 |
| 社会教育主事 | 社会教育に関する専門的事務に従事する。 |
| 管理主事 | 学校管理の事務に従事する。 |
| 指導主事 | 教育に関する専門的事務に従事する。 |
| 主幹 | 特定の事務又は技術に従事する。 |
| 主査 | 高度の事務又は技術に従事する。 |
| 主事 | 事務に従事する。 |
| 技師 | 技術に従事する。 |

(事務局に置く職員)

第 38 条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

| 組織 | 職員 |
|------------|-------------------------------|
| 課 | 課長 課長補佐 チーフ |
| 教職員・福利課 | 企画監 |
| 高等学校課 | 企画監 |
| 高等学校課再編振興室 | 室長 |
| 教育事務所 | 所長 次長(必要があると認める教育事務所に限る。) チーフ |
| 青少年センター | 所長 次長 課長 チーフ |

2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に、必要に応じ、参事、副参事、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、技師その他必要な職員を置く。

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を

| | |
|--------|---------------------|
| | 事する職員を指揮監督する。 |
| 社会教育主事 | 社会教育に関する専門的事務に従事する。 |
| 管理主事 | 学校管理の事務に従事する。 |
| 指導主事 | 教育に関する専門的事務に従事する。 |
| 主幹 | 特定の事務又は技術に従事する。 |
| 主査 | 高度の事務又は技術に従事する。 |
| 主事 | 事務に従事する。 |
| 技師 | 技術に従事する。 |

(事務局に置く職員)

第 38 条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

| 組織 | 左の組織に置く職員 |
|------------|-------------------------------|
| 課 | 課長 課長補佐 チーフ |
| 教職員・福利課 | 企画監 |
| 高等学校課 | 企画監 |
| 高等学校課再編振興室 | 室長 |
| 教育事務所 | 所長 次長(必要があると認める教育事務所に限る。) チーフ |
| 青少年センター | 所長 次長 課長 チーフ |

2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に必要に応じ、参事、副参事、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、技師その他必要な職員を置く。

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を

置く。

| 教育機関 | 職員 |
|----------|------------------|
| 教育センター | 所長 企画監 次長 部長 チーフ |
| 幡多青少年の家 | 所長 チーフ |
| 県立図書館 | 館長 次長 チーフ 司書 |
| 心の教育センター | 所長 次長 チーフ |

- 2 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要に応じ、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事その他必要な職員を置く。

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次の表に定めるとおりとする。

| 名称 | 担当事務 | 所管課 |
|---------------------------------------|--|---------------|
| 高知県 幼保連 携型認 定こど も園審 議会 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び当該認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の事業停止命令及び施設閉鎖命令に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務 | 幼保 支援 課 |
| 高知県 教科用 図書選 定審議 会 | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務 | 小中 学校 課 |

置く。

| 教育機関 | 左の教育機関に置く職員 |
|----------|------------------|
| 教育センター | 所長 企画監 次長 部長 チーフ |
| 心の教育センター | 所長 次長 チーフ |
| 県立図書館 | 館長 次長 チーフ 司書 |
| 幡多青少年の家 | 所長 チーフ |

- 2 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に必要に応じ、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事その他必要な職員を置く。

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次のとおりとする。

| 名称 | 担当事務 | 所管課 |
|---------------------------------------|--|---------------|
| 高知県 幼保連 携型認 定こど も園審 議会 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び当該認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の事業停止命令及び施設閉鎖命令に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務 | 幼保 支援 課 |
| 高知県 教科用 図書選 定審議 会 | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務 | 小中 学校 課 |

| | | |
|--------------|--|-----------|
| 高知県産業教育審議会 | 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第12条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務 | 高等学校課 |
| 高知県社会教育委員 | 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項の規定による社会教育についての教育委員会に対する助言に関する事務 | 生涯学習課 |
| 高知県生涯学習審議会 | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務 | 生涯学習課 |
| 高知県立図書館協議会 | 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項の規定による図書館の運営に関する館長に対する建議及び図書館が行う図書館奉仕に関する館長に対する意見陳述に関する事務 | 新図書館整備課 |
| 登録審査委員 | 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務 | 文化財課 |
| 高知県文化財保護審議会 | 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務 | 文化財課 |
| 高知県スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務 | スポーツ健康教育課 |
| 高知県 | 高知県いじめ防止対策推進法施行条例(平成26年高知県 | 人権 |

| | | |
|--------------|--|-----------|
| 高知県産業教育審議会 | 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第12条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務 | 高等学校課 |
| 高知県社会教育委員 | 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項の規定による社会教育についての教育委員会に対する助言に関する事務 | 生涯学習課 |
| 高知県立図書館協議会 | 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項の規定による図書館運営に関する意見陳述に関する事務 | 生涯学習課 |
| 高知県生涯学習審議会 | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務 | 生涯学習課 |
| 登録審査委員 | 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務 | 文化財課 |
| 高知県文化財保護審議会 | 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務 | 文化財課 |
| 高知県スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務 | スポーツ健康教育課 |
| 高知県 | 高知県いじめ防止対策推進法施行条例(平成26年高知県 | 人権 |

| | | |
|------------------------|---|---------|
| いじめ 問題調 査委員 会 | 条例第 59 号) 第 15 条の規定による高知県いじめ防止基 本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対 策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合にお ける当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並 びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する 事務 | 教育 課 |
|------------------------|---|---------|

| | | |
|------------------------|---|---------|
| いじめ 問題調 査委員 会 | 条例第 59 号) 第 15 条の規定による高知県いじめ防止基 本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対 策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合にお ける当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並 びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する 事務 | 教育 課 |
|------------------------|---|---------|